

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業におけるQ&A

項目	質問	回答
申請書	申請者の印が不要な様式だが、申請書類等の修正に訂正印は必要か。	誤字等を修正する場合、申請者の印鑑で訂正印を押印してください。修正箇所が複数ある場合、すべて同じ印鑑で訂正印を押印してください。
添付書類	領収書が発行できない（信託会社経由のローン契約等のため施工業者から申請者宛での領収書の発行がない等）場合、どうすればよいか。	「領収金額証明書」（事業者の代表者印が必要）で対応することも可能です。領収書の発行が困難な場合は、事前にご相談ください。
添付書類	「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類」が未発行であるが、遅延理由書で対応可能か。	遅延理由書での対応はいたしません。「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類」が揃った状態で申請してください。
添付書類	領収書について、申請者本人以外（例：会社や親族）の名前で発行してもよいか。また、連名で発行してもよいか。	領収書の宛名は申請者本人に限ります。ただし、夫婦や親子連名で契約し、契約書が連名となっている場合については、夫婦又は親子連名の領収書でも問題ありません。
請求書	請求書に記載する口座は請求者（補助金交付申請書）以外の口座でもよいか。	原則、請求者（補助金交付申請書）本人の口座にのみ振込み可能です。請求者が相続人になるなどの場合は、事前にご相談ください。
その他	国等他の補助金との併用は可能か。	本市の補助金は、他の補助金を受けているか否かにかかわらず、要件に該当すれば対象となります。一方で、他の補助金の交付要件に、「地方公共団体からの補助金を受けていないこと」などがある場合、当該補助金の対象にならない可能性がありますので、ご自身でご確認ください。
その他	本補助金は一時所得（課税対象）となるか。	本補助金は、固定資産の取得に該当するため、総収入金額不算入の特例が適用される類の補助金であると考えられます。ただし、対象設備が「太陽光発電機器及びエネルギー管理システム（HEMS）が一体となって設置されたもの」で補助金を交付した場合、HEMS自体はシステムであり、固定資産とはいえない可能性があるため、交付した補助金全額に対して特例が適用されるか否かについては、市では判断できません。交付を受けた（又は受ける予定の）本補助金について、「一時所得」（課税対象）となるかや、確定申告についてなど、詳細についてはご自身で管轄の税務署等にご確認ください。 なお、原則として、国や地方公共団体から交付される補助金・助成金・給付金等（以下、「国庫補助金等」という。）は「一時所得」（課税対象）です。ただし、法令等により、非課税であることが定められている国庫補助金等（例：特別定額給付金など）については、一時所得として取り扱わないこととなっています。また、総収入金額不算入の特例が適用される場合も、当該国庫補助金等は非課税扱いとなり、一時所得として取り扱われません。